

交 規 第 6 1 3 号

平成15年4月15日

埼玉県警察本部長

信号機等の設置及び管理要綱の制定について（通達）

この度、真に交通実態に適合した運用を図るとともに、事務手続を明確化し、信号機等の設置及び管理を適正に行うため、信号機の設置および維持管理要領（昭和40年埼例規第59号・交企）の全部を別添のとおり改正し、平成15年4月15日から実施するので、事務処理上誤りのないようにされたい。

## 別添

### 信号機等の設置及び管理要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、信号機等の適正な設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 用語の意義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ定めるところによる。

- (1) 信号機道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第14号に規定する信号機をいう。
- (2) 交通管制端末装置車両感知器、交通用テレビカメラ、交通情報板等の交通管制システムの端末装置に関する機器をいう。
- (3) 管理信号機及び交通管制端末装置（以下「信号機等」という。）の現状を明確に把握し、その機能を最高度に発揮させ良好な状態で維持させるとともに、障害を未然に防止し、又は発生した障害を速やかに復旧させることをいう。

#### 第3 設置責任者

- 1 警察本部に、信号機等設置責任者（以下「設置責任者」という。）を置く。
- 2 設置責任者は、交通部交通規制課長をもって充てる。
- 3 設置責任者は、信号機等の設置及び管理について全般的な事務を処理する。

#### 第4 管理責任者

- 1 警察署、交通部交通機動隊及び同部高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）に、信号機等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。
- 2 管理責任者は、警察署長、交通部交通機動隊長及び同部高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）をもって充てる。
- 3 管理責任者は、信号機等の運用を開始した日以降、管轄区域内における信号機等の管理について全般的な事務を処理する。

#### 第5 管理担当者

- 1 警察署等に管理担当者を置く。
- 2 管理担当者は、交通課長又は隊長補佐をもって充てる。
- 3 管理担当者は、管理責任者を補佐し、管轄区域内の信号機等の管理に関する事務を処理する。

## 第6 信号機等の設置手続

- 1 署長等は、信号機等の設置の必要性を認めたときは、道路の状態、交通の状態、交通事故の状況、地域住民の要望、意見等の項目を調査し、信号機設置申請書（別記様式第1号）の必要事項を埼玉県警察情報管理システムによる交通業務管理実施要領（平成17年交企第817号）第2(3)に規定する交通規制情報管理機能のうち交通規制管理業務により登録し、又は交通管制端末装置設置申請書（別記様式第2号）を設置責任者あて送付するものとする。
- 2 設置責任者は、前記1の申請書を受理したときは、その申請内容に基づき付近の交通環境を精査するとともに、県内全域における信号機等の必要性、緊急性等を総合的に勘案し、候補地を選定の上所要の手続をとるものとする。

## 第7 信号機等の移設、改良及び廃止手続

- 1 管理責任者は、信号機等の移設、改良及び廃止（以下「改良等」という。）の必要性を認めたときは、第6の1と同様の項目を調査し、信号機等移設・改良・廃止申請書（別記様式第3号）を設置責任者あて送付するものとする。
- 2 設置責任者は、前記1の申請書を受理したときは、その申請内容に基づき、付近の交通環境を精査するとともに、必要性、緊急性等を総合的に勘案し、改良等の可否を審査の上所要の手続をとるものとする。

## 第8 信号機等台帳の作成と整理

- 1 設置責任者は、信号機等が設置されたときは、各機種ごとに信号機設置台帳（別記様式第4号）、交通管制端末装置設置台帳（交通情報板）（別記様式第5号）又は交通管制端末装置設置台帳（交通用テレビカメラ）（別記様式第6号）（以下これらを「台帳」という。）及び信号機設定値管理表（別記様式第7号）を作成し、管理責任者に送付するものとする。
- 2 管理責任者は、送付された台帳を管理番号順に整理保管し、信号機設定値管理表を信号機の制御機に保管するものとする。
- 3 設置責任者は、信号機等の移設又は改良が行われたときは、台帳を作成し、管理責任者に送付するものとする。この場合において、管理責任者は、送付された台帳を既存の台帳に添付して整理保管するものとする。

## 第9 適正な管理

- 1 管理責任者は、信号機等が、損傷、障害その他の理由により、その効果を損なうことのないよう、管理担当者に常にその状態を把握させるとともに、施設の点検、障害物の除去等適正な管理を行わせ、良好な状態に保たれるように配慮しなければならない。
- 2 管理責任者は、常に交通の実態を把握し、信号サイクル等が交通実態に適合していない場合は、設置責任者と連携を図り早期に改善を図らなければならない。

#### 第10 定期点検等

- 1 管理担当者は、年1回以上、定期的に管轄区域内の信号機等を巡回し、視認性、柱の損傷、制御機等の施錠等を、信号機等点検ポイント（別記様式第8号）に基づき、総合的に点検しなければならない。
- 2 管理担当者は、次に掲げる場合は、特別に点検しなければならない。この場合において、特別点検は、信号機等点検ポイントに基づき行うものとする。
  - (1) 落雷、風水害その他の災害が発生し、必要と認めた場合
  - (2) 設置責任者又は管理責任者が必要と認めた場合
- 3 設置責任者は、信号機等の機器の性能を保持し、故障を未然に防止するため、管理責任者と連携し、県内の信号機等について定期的な点検を行うものとする。

#### 第11 障害時等の措置

- 1 管理責任者は、信号機等に故障、損傷等の障害が発生した場合は、復旧するまでの間、現場における応急措置等必要な安全対策を講じなければならない。
- 2 管理責任者は、信号機等の障害を認知したときは、直ちに設置責任者に通報しなければならない。
- 3 設置責任者は、管理責任者から障害の通報を受けた場合は、速やかに保守業者等を障害の発生現場に派遣するなどして復旧を行うものとする。

#### 第12 信号機等のかぎの管理

管理責任者は、信号機等を適正かつ確実に管理するため、かぎの貸与者を限定するほか、定期的にかぎの数の確認を行い、紛失防止に努めなければならない。

実施日

この通達は、平成15年4月15日から実施する。

実施日（平成17年12月28日交企第824号）

この通達は、平成18年1月1日から実施する。

別記様式第 1

信号機設置等申請書			
			第 年 月 日
埼玉県警察本部長 殿			
交通の安全と円滑を図るため、下記のとおり信号機の設置等を申請する。			
設置等の種類	設置等の内容		
場所			
申請理由 (要旨及び経過)			
道路状況及び交通状況	主道路	従道路 1	
	車道 m 歩道 m	車道 m 歩道 m	
	車両 台 歩行者 人	車両 台 歩行者 人	
	従道路 2	従道路 3	
	車道 m 歩道 m	車道 m 歩道 m	
	車両 台 歩行者 人	車両 台 歩行者 人	
	従道路 4	従道路 5	
	車道 m 歩道 m	車道 m 歩道 m	
	車両 台 歩行者 人	車両 台 歩行者 人	
改良計画等			
その他渋滞・危険性等			
交通事故発生状況	人身	件：事故形態 出会頭	件、その他 件
	物損	件：事故形態 出会頭	件、その他 件
意見要望等	地域住民		
	市区町村		
	道路管理者		
	その他		
公共施設等			
既設信号機との距離	m	道路協議の有無	

## 交通管制端末装置設置申請書

年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

警察署長

交通の安全と円滑を図るため、下記のとおり交通管制端末装置の設置を申請する。

要 請 機 器 (該当に○印)	1 車両感知器 2 交通用テレビカメラ 3 交通情報板 4 光ビーコン 5 路側通信端末装置 6 高速走行抑止装置 7 対向車接近表示装置 8 公共車両優先システム 9 その他 ( )
場 所	
申 請 理 由 (要旨及び経過)	
備 考	



別記様式第4号 (第8関係)

(表) 信号機設置台帳 (作成日: 年 月 日)

警察署	管理番号	管理区分
交差点名 (通称名)	地点名標識	( 校)
設置場所 (告示)	意思決定日	
主 道 路	告示年月日・番号	
従 道 路	運用開始日	

制御機

機種	製造会社	製造年月					
制御方式	現示	特殊現示					
付加機能							
系統路線							
連 動	連 動 先 1			連 動 先 2			
	自交差点	管理番号	交 差 点 名	連動方式	自交差点	管理番号	交 差 点 名

灯 器

種 別			電 球 式		L E D 式	
			標 準	デザイン	標 準	デザイン
車 両 灯 器	片 面	横型	灯	灯	灯	灯
		縦型	灯	灯	灯	灯
両 面			灯	灯	灯	灯
歩行者灯器			灯	灯	灯	灯
矢印灯器			灯	灯	灯	灯
一 灯 式			灯	灯	灯	灯

視覚障害者付加装置

設置年月	
製造会社	
スピーカ数	
1 P G	
2 P G	
作動時間1	
作動時間2	

感知器

種 類	制御機数	ヘッド数	備考
	基	個	
	基	個	
	基	個	
	基	個	

押ボタン箱

種 類	個数	備考
	個	
	個	
	個	
	個	

自動起動式発動発電機

製造年月	
製造会社	
設置年月	
容 量	kw

柱

専用柱	種 類	本 数	備 考	共 架	種 類	本 数	備 考
			本		コンクリート	東京電力柱	本
		本	鋼 管 柱	NTT 柱	本		
		本		デザイン柱	本		
		本			本		
		本			本		

その他付属装置




(裏)

# 信号機設置平面図 (例)

運用日: 年 月 日

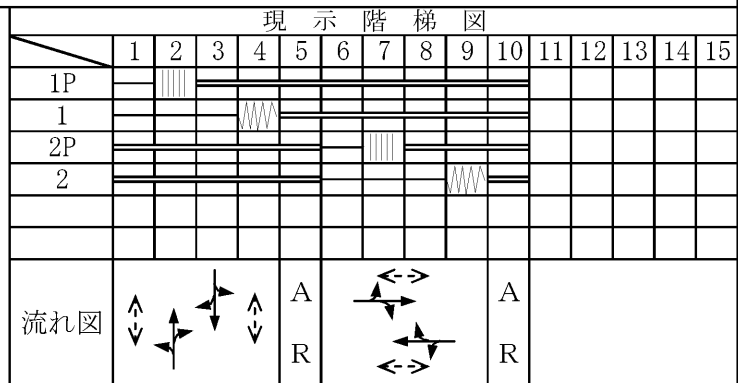
工事名		施工場所		担当者	
交差点名		道路名		管理番号	



種別	負荷設備					
	L		?		制御機	感知器
	70	60	70	60	11	
	W	W	W	W	VA	VA
既設						
工事後						
従量制		容量		KVA		

縮尺1:

凡		例	
☒	制御機	◎	信号柱(SP)
—∞	信号灯両面	●	信号柱(CP)
—∞	信号灯片面	⊗	東京電力柱
⌒	信号灯縦型	⊕	電々公社柱
—□	歩行者灯	⊕	ハンドホール
⊕	矢印単灯	—	架空線
■	押ボタン	≡	地中配線
△	接続端子箱	■	視覚障害者付加装置
□	感知器	△	スピーカー
■	情報送信機	≡	メッセンアース
—△	感知器ヘッド	□	文字板









## 信号機等の点検ポイント

点 検 項 目	点 検 内 容
信号表示時間	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 信号サイクルは適正か               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 青（青矢印）信号に無駄時間はないか、短くないか。</li> <li>(2) 歩行者は、青時間内に渡りきれるか。</li> <li>(3) 1方向のみに渋滞していないか。</li> </ol> </li> <li>2 信号表示方法は、交通流に適合しているか、危険性はないか。 （右折矢、歩車分離の必要性など）</li> <li>3 信号表示方法と他の交通規制が適合しているか。</li> <li>4 隣接信号機との系統化、連動化の必要性はないか。 （青で発進したのに、すぐ次の信号で停まらないか。）</li> <li>5 点滅運用の実施・廃止の必要性はないか（見通しの確保）。</li> <li>6 黄、全赤信号は短く（長く）ないか。</li> </ol>
柱	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 柱の傾き、亀裂、腐食、基礎のゆるみ等はないか。</li> <li>2 歩行者、車両の通行に支障はないか。</li> </ol>
灯器、交通情報板、 標示板（押ボタン信号、 時差式信号、補助信号等）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 落下のおそれはないか。</li> <li>2 制御機、灯器等に腐食、破損等はないか。</li> <li>3 向きが悪くないか。</li> <li>4 樹木、広告物等で視認性が悪くないか。</li> <li>5 レンズの破損、変色等はないか。</li> </ol>
上 空 線	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 垂れ下がり等で危険はないか。</li> <li>2 他の工作物等に接触していないか。 （防護カバーの取付けは適正か。）</li> </ol>
車 両 感 知 器 光 ビ ー コ ン	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 感知器ヘッドが車両走行位置の中央に設置されているか。</li> <li>2 感知器が正常に作動するか。 （閑散時半感応、全・半感応など）</li> </ol>
押 ボ タ ン 箱	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 押ボタンが正常に作動するか。</li> <li>2 反応灯（しばらくおまちください）が点灯するか。</li> <li>3 取付け方向等操作に支障はないか。</li> </ol>
そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 制御機の管理番号は明確か。</li> <li>2 パイプ類、取付金具類に変形、破損等はないか。</li> <li>3 制御機等の扉が確実に閉められ、施錠されているか。</li> </ol>